

～ 新型コロナウイルスに感染または濃厚接触された方へ ～

五ヶ瀬町社会福祉協議会新型コロナウイルス感染者等生活支援事業

買い物代行を支援します

五ヶ瀬町社会福祉協議会では、五ヶ瀬町が実施する「新型コロナウイルス感染症対策緊急生活支援事業実施要綱」に基づき、新型コロナウイルスに感染者、濃厚接触者として保健所から自宅療養もしくは自宅待機を求められ、日常生活に必要な食料品、日用品等の調達にお困りの方に対して、買い物を代行して自宅にお届けするサービスを行います。

○対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 五ヶ瀬町内に居住する方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者で、保健所から自宅療養、自宅待機を求められている方
- (3) ご家族や知人等から買い物の支援を受けることが困難な方
- (4) 五ヶ瀬町福祉課から依頼情報が提供された方

○利用期間

保健所から自宅療養又は自宅待機を求められた期間

○利用料金

利用料金は無料ですが、購入する商品の代金、有料レジ袋は実費負担となります。自宅待機期間終了後、速やかに五ヶ瀬町社会福祉協議会（☎82-1520）へご連絡いただき、代金の精算を行ってください。

○事業に関するお問い合わせ

五ヶ瀬町社会福祉協議会

電話：0982-82-1520

受付時間：平日9:00～15:00（※祝祭日、年末年始を除きます）

※提供された個人情報は当該事業以外の目的には使用いたしません。

また個人情報の取り扱いにつきましては、厳重に管理し、細心の注意を払います。

サービスご利用の流れ

お問い合わせ
<ol style="list-style-type: none">1、五ヶ瀬町福祉課までご連絡ください。感染の状況や生活の様子などの聞き取りを行います。2、サービスの利用を希望される場合は、五ヶ瀬町福祉課から五ヶ瀬町社会福祉協議会に連絡をします。 (連絡先：五ヶ瀬町役場 福祉課 ☎ 82-1702)
申込内容の確認及びサービスの申し込み
<ol style="list-style-type: none">1、サービス内容の説明及び利用申込のため、社会福祉協議会から直接ご本人又はご家族へご連絡いたします。2、サービスの利用にあたり『利用にあたっての注意事項』についてご了承いただいた後、サービスを開始いたします。3、初回の購入物品依頼はその際にお伺いいたします。利用中は直接の接触を避けるため、買い物代行に係る経費を社会福祉協議会が立て替えます。
配 達
<ol style="list-style-type: none">1、購入物品は事前に指定いただいた場所(玄関先など)までお届けします。2、配達後に電話にてご連絡いたしますので、速やかに回収をお願いいたします。3、感染拡大防止のため直接接触しない方法での受け渡しにご協力をお願いいたします。
2回目以降の購入物品依頼
<ol style="list-style-type: none">1、平日9:00から15:00までにご依頼ください。(祝祭日、年末年始を除きます。)2、配達はできる限り依頼日当日に行いますが、業務の都合上当日の配達ができない場合は、翌日以降の平日(祝祭日、年末年始を除きます)に配達を行います。 (連絡先：五ヶ瀬町社会福祉協議会 地域福祉係 ☎ 82-1520)
支 払 い
<ol style="list-style-type: none">1、自宅待機期間終了後、速やかに社会福祉協議会へご連絡いただき、立替金の精算をお願いします。

～ 利用にあたっての注意事項 ～

- ①依頼できる商品は一般的な食品や日用品(大型商品等は不可)とします。
- ②1回あたりの購入金額は5,000円以内とします。
- ③購入店舗の指定は不可とします。
- ④一旦購入しました商品の交換、返品の対応はできません。
- ⑤ご希望の商品がそろわない場合もございます。